## 市報第5号

横浜市水道条例の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件(昭和28年3月2日議決)により、令和6年3月29日横浜市水道条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年5月23日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横浜市長 山 中 竹 春

# 横浜市条例第26号

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例(昭和33年4月横浜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「 国土交通省令」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参考

### 市長専決処分事項指定の件(抜粋)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、 用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の 改正に関すること。

#### 地方自治法 (抜粋)

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、 その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長にお いて、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。